平成２３年（フ）第１２１４号
愛知県あま市甚目寺乾出139番地
債務者　安井商店こと　安井　光夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷大太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６２号
横浜市港南区日野中央２丁目36番34―503号
債務者　植松　一榮
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５号
新潟県新発田市西園町１丁目３番２号
債務者　市川　民夫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４４号
長野市稲田１丁目６番５号
債務者　長原　和樹
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６１号
愛知県東海市名和町上大廻間23番地
債務者　下村　弘之
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目13番１号
債務者　橋口　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７７号
新潟県村上市山居町２丁目13番12号
債務者　田中ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１６６０号
札幌市東区北12条東15丁目５番21号　オリーブハイツＡ103号
債務者　高田　利幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　　幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市青雲町２丁目20番３号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９５３号
札幌市中央区南12条西16丁目１番31号　ヒルズタウン幌西Ｃ―101号
債務者　清野　友香
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４６号
札幌市北区北27条西４丁目１番20―302号
債務者　大場　茂由
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２１号
札幌市手稲区曙３条２丁目７番８号　グランディールＫ―202号
債務者　高橋　　堅
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２２号
札幌市手稲区曙３条２丁目７番８号　グランディールＫ―202号
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３７号
札幌市西区二十四軒１条６丁目８番８号　カーサ24軒201号
債務者　村瀬　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６４号
札幌市北区新琴似12条５丁目１番25号
債務者　柴田惠美子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９５号
札幌市手稲区前田９条10丁目２番17号
債務者　板垣　　円（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３０号
札幌市北区北35条西８丁目２番３―103号
債務者　辻川　由佳（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部